平成２８年（フ）第２９８２号
大阪市鶴見区諸口２丁目６番４―705号
債務者　**吉**見　洋美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９８６号
大阪市旭区今市１丁目４番29号
債務者　門池　興一
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５７８号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目９番地の４（14―305）、前住所兵庫県尼崎市西昆陽１丁目31番１―101号
債務者　宮田　鉄也
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６８２号
大阪市東成区玉津３丁目11番28―203号
債務者　村野　利郎
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６９２号
大阪市此花区西九条１丁目６番15号
債務者　山本　国博
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６号
岩手県一関市赤荻字亀田106番地８
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第９００号
名古屋市港区野跡１丁目３番26号　南稲永荘南棟904号
債務者　大﨑　竜弥
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１７号
愛知県高浜市本郷町５丁目７番地３
債務者　藤川　誠二
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
山形県米沢市金池１丁目３番４―21号
債務者　佐藤　正一
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第８９６号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7199番地
債務者　中村　春枝
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
埼玉県八潮市大字南川崎295番地１　八潮ファミリオ212、旧住所埼玉県草加市柳島町135番地２　ビレッヂ・ゲートＡ―101号
債務者　山本　悟司
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４０８号
埼玉県春日部市道口蛭田152番地１　エレガンス春日部110号
債務者　配島　睦郎
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
新潟県南魚沼市塩沢1170番地19
債務者　貝瀬　宏文
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
新潟県南魚沼市塩沢1170番地19、住民票上の住所新潟県南魚沼市塩沢1227番地38
債務者　貝瀬　明子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
新潟県長岡市青葉台２丁目15番地７
債務者　髙橋　　玲
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
新潟県十日町市寿町２丁目６番地20　ヴィラアテマⅠ　204号室
債務者　桐生　友子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
新潟県長岡市**蓮**潟５丁目４番12号　かえでＡ棟
債務者　風間　浩文
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係